

児童手当の手続き

故人が児童手当の支給対象児童であった場合、次の手続きをしてください。

手続き

支給対象児童が1人の場合 ●受給事由消滅届の提出
支給対象児童が複数の場合 ●額改定届の提出

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

速やかに

故人が児童手当の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●未支払児童手当請求書の提出
☐ 未支払分を受給する児童の通帳等
●認定請求書の提出
☐ 請求者本人の健康保険証の写し ※国民年金加入者、年金未加入者は不要
☐ 請求者のマイナンバーがわかる書類 ☐ 請求者名義の通帳等 ☐ その他必要書類

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

亡くなった日の翌日から15日以内

その他

配偶者等が「ひとり親家庭等医療費」等を受給できる場合があります。詳しくはこども支援課でご確認ください。

児童扶養手当の手続き

故人が児童扶養手当の支給対象児童であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

支給対象児童が1人の場合 ●資格喪失届の提出
支給対象児童が複数の場合 ●額改定届の提出

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

速やかに

その他

個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。

故人が児童扶養手当の受給資格者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

●受給資格者死亡届・未支払手当請求書の提出
☐ 未支払分を受給する児童の通帳等の写し

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

速やかに

その他

個々の状況により別途書類が必要になる場合があります。

こども医療費の手続き

故人がこども医療費の支給対象児童であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 申請事項変更(受給資格喪失)届の提出
- こども医療費助成金受給資格者証

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がある場合は、申請を忘れないようご注意ください。

故人がこども医療費の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

児童の保険証が変わる場合

- 申請事項変更(受給資格喪失)届の提出
- 児童の新しい保険証

医療費の振込先を変更する場合

- 申請事項変更(受給資格喪失)届の提出
- 新しい振込先の通帳等

受付窓口

こども支援課1階⑥ ☎271-1111(内線155)

期限

速やかに

その他

配偶者等が「ひとり親家庭等医療費」等を受給できる場合があります。詳しくはこども支援課でご確認ください。

就学援助の手続き

小・中学校の児童生徒の保護者が亡くなられたことにより、経済的な理由から就学が困難と認められる場合は、就学に必要な費用の一部が援助されます。

手続き・持ち物

●就学援助の申請

- 来庁する人の本人確認書類(運転免許証等)
- 振込先の通帳等

受付窓口

学校教育課5階 ☎271-1111(内線525)

期限

速やかに

その他

所得等による審査があります。

各種障害者手帳の返納

故人が次のいずれかの手帳を所持していた場合、手帳を返納してください。

- 身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳

持ち物

☐ 所持されている手帳

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線113、115)

期限

速やかに

※保険金請求手続きや相続等手続き完了後返納してください。

※福祉タクシー利用助成券、レスパイトサービス利用助成券、つるバス・つるワゴン特別乗車証をお持ちだった場合、返納してください。

重度心身障害者医療費助成制度の手続き

故人が重度心身障害者医療費助成制度の受給者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 受給者証の返納

☐ 重度心身障害者医療費受給者証

- 重度心身障害者医療費の振込先口座の変更

☐ 相続人の通帳等

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線115)

期限

速やかに

その他

未申請の医療費がありましたら、相続人により申請することが可能です。

自立支援医療受給者証の返納

故人が自立支援受給者証(更生・育成・精神通院)を交付されていた場合、受給者証を返納してください。

持ち物

☐ 故人の自立支援医療受給者証

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線113)

期限

速やかに

相続、遺言の ご相談と お手続きは

埼玉川越相続遺言
相談センターへ

 0120-378-537



鶴ヶ島駅
徒歩1分

初回相談
無料



家族が相続で争うのを避けたい！

遺言は自分の意思を反映させる最後のチャンスです！

正しい遺言は**公正証書遺言**にしましょう

あなたのお気持ちをお聞きし、代わりに遺言の原案を作ります。

遺言執行者、証人二人もお任せください。

次の方に、特に遺言の作成をおすすめします！

- ① ご夫婦で子供のいない方 ② 独身の方
- ③ 何度か結婚、離婚して子供がその都度いる方
- ④ 法定相続人のいない方 ⑤ 家族の仲が悪い
- ⑥ 日頃、疎遠にしている
- ⑦ 今時、長男がすべてを相続する。反対、賛成

特定の誰かに遺産を渡したい。

遺言書がないと自分の思い通りにいきません！

- ① 特別に世話をしてくれた子に財産を沢山あげたい。
- ② お世話になったあの方に財産を譲りたい。
- ③ 国や市町村、または社団等に寄付したい。

離婚、贈与

**お一人様の死後の事務委任
のご相談とお手続きも**



私に
おまかせ
ください

鶴ヶ島駅徒歩1分



埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘 69-1 第1今泉ビル1階
鶴ヶ島駅より徒歩1分 駐車場あり

<https://fukurou-souzoku.com/>

または 埼玉川越相続遺言相談センター

検索

埼玉川越相続遺言相談センター
小川行政書士事務所

 **0120-378-537**

予約制 9:00～20:00 (月～土)
日曜祝日は 10:00～17:00※事前にご相談ください

特別障害者手当等の手続き

故人がいずれかの手当を受給していた場合、次の手続きをしてください。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 経過的措置福祉手当

手続き・持ち物

- 資格喪失届の提出
- 未支払請求書の提出

※手続きの該当の有無および持ち物については受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線115)

期限

速やかに

特別児童扶養手当の手続き

故人が特別児童扶養手当の支給対象児童であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

支給対象児童が1人の場合

- 資格喪失届の提出

☐ 証書

支給対象児童が複数の場合

- 額改定(減)届の提出

☐ 証書 ☐ 相続人の通帳等

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線115)

期限

速やかに

故人が特別児童扶養手当の受給資格者であった場合、次の手続きをしてください。

手続き・持ち物

- 未支払手当請求書の提出

- 認定請求書の提出

※手続きの該当の有無および持ち物については受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線115)

期限

亡くなった日の翌日から15日以内

各種障害福祉サービス受給者証の返納

故人が次のいずれかのサービスを受けていた場合、受給者証を返納してください。

- 居宅介護、生活介護等のサービス
- 就労継続支援(A・B)等のサービス
- 児童発達支援・放課後等デイサービス など

持ち物

☐ 所持されている受給者証

受付窓口

障害者福祉課1階⑪ ☎271-1111(内線113)

期限

速やかに

ご遺族メモ

犬の手続き

故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。

手続き

●犬の登録事項変更届の提出(電子申請のほか、郵送またはFAX可)

受付窓口

生活環境課2階 ☎271-1111(内線213) FAX 049-271-1190

期限

30日以内



電子申請は
こちら

農地の手続き

故人が農地を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。

持ち物

- ☐ 相続人の本人確認書類
 - ☐ 相続をしたことがわかる書類の写し(登記完了後の土地登記事項証明書 等)
- ※来庁者が相続人と違う世帯の場合は委任状が必要になります。

受付窓口

農業委員会事務局2階 ☎271-1111(内線223)

期限

権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内

森林の手続き

故人が地域森林計画の対象区域に森林を所有していた場合、相続で新たに所有者になられた方の届出をしてください。

※所有する森林が地域森林計画の対象区域内であるかどうかは産業振興課にお問い合わせください。

持ち物

- ☐ 相続人の本人確認書類
 - ☐ 森林の土地の所有者届出書
 - ☐ 登記事項証明書
 - ☐ 土地の位置を示す図面
 - ☐ 遺産分割協議書(必要がある場合のみ)
- ※来庁者が相続人と違う世帯の場合は委任状が必要になります。

受付窓口

産業振興課2階 ☎271-1111(内線234)

期限

90日以内

パスポートの返納

故人がパスポートを持っていた場合、返納の手続きをしてください。

持ち物

- ☐ パスポート
- ☐ 死亡の事実を確認できる資料(戸籍謄本、死亡診断書、埋火葬許可証 等)

受付窓口

若葉駅前出張所(パスポートコーナー) ☎272-5622

期限

速やかに

ご存じですか？

相続登記が義務化されました



司法書士法人ふじなわ事務所に
ご相談ください。

2019年から

自筆証書遺言の一部がパソコンでも作成可能になりました。
相続人は遺産分割前でも預貯金の一部を仮払い
してもらえるようになりました。

2020年から

配偶者居住権の制度、自筆証書遺言を
法務局で保管してもらえる
便利な制度が開始しました。

2024年からは

令和6年4月1日から、
相続登記の申請が義務になりました。

初回相談無料です。

相続
したくない
ときは？

遺言書は
どう書けば
いいの？

相続登記は
ふじなわ
事務所



司法書士法人

ふじなわ事務所

〒350-0233 埼玉県坂戸市南町31-21

☎049-281-8585

🌐 <http://www.fujinawa.jp/> FAX 049-283-6726

✉ fujinawa@fujinawa.jp

私達にご相談ください！



司法書士
藤縄 雅啓



司法書士
新井 智和



司法書士
片岡 雅

除籍になった戸籍の交付等について

●戸籍謄本などの戸籍証明

除籍になった戸籍が出来上がるまで、死亡届を受理した日から約2週間かかります。すぐに、請求されても戸籍ができていない場合がありますのでご注意ください。令和6年3月から本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村の窓口で戸籍証明書・除籍証明書を請求できるようになりました(広域交付)。

広域交付で戸籍証明書を請求できる方は、本人、配偶者、父母、祖父母、子、孫など(直系親族)に限ります。

郵送や代理人による請求はできません。

※除票になった住民票は故人の住所が鶴ヶ島市にある場合、原則死亡届を受理した翌日から交付できます(住所地以外で死亡届を提出した場合は約1週間かかります)。

※戸籍・住民票を請求される際、戸籍謄本などで親族関係を確認させていただく場合があります。

●死亡届書の届書等情報内容証明書(記載事項)

遺族基礎年金・遺族厚生年金や郵便局の簡易保険などを請求するために、必要となる場合のみ交付します(死亡診断書の写し、戸籍謄本や住民票などで請求できる場合は交付できません)。あらかじめ請求先にご確認ください。

※死亡届の提出前に届書のコピーを取られることをおすすめします。

請求できる人は、死亡届の届出人、死亡者の親族などで、かつ、対象の保険若しくは年金の請求者(受取人)です。

持ち物

- ☐ 簡易保険証書・遺族年金請求等、受取人であることが確認できるもの
- ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※故人との関係を確認する戸籍証明等が必要になることがあります。

相続登記について

相続登記とは、不動産(土地・家屋)の所有者が亡くなられた場合に、その名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。

①基本的なルール

相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。相続登記の申請の義務化は、令和6年4月1日に始まりましたが、それ以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。

なお、相続登記の申請をするまでは、全ての相続人が法律で決められた持分(法定相続分)の割合で不動産を共有した状態になります。申請をするまでに時間を要するときは、ひとまず、今回新たに作られた「相続人申告登記」の手続きをとることで、義務を果たすこともできます。

②遺産分割が成立したときの追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続登記の申請手続きについては、法務局ホームページでご案内しています。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000001_00014.html



相続登記の申請 手続きについて のお問い合わせは

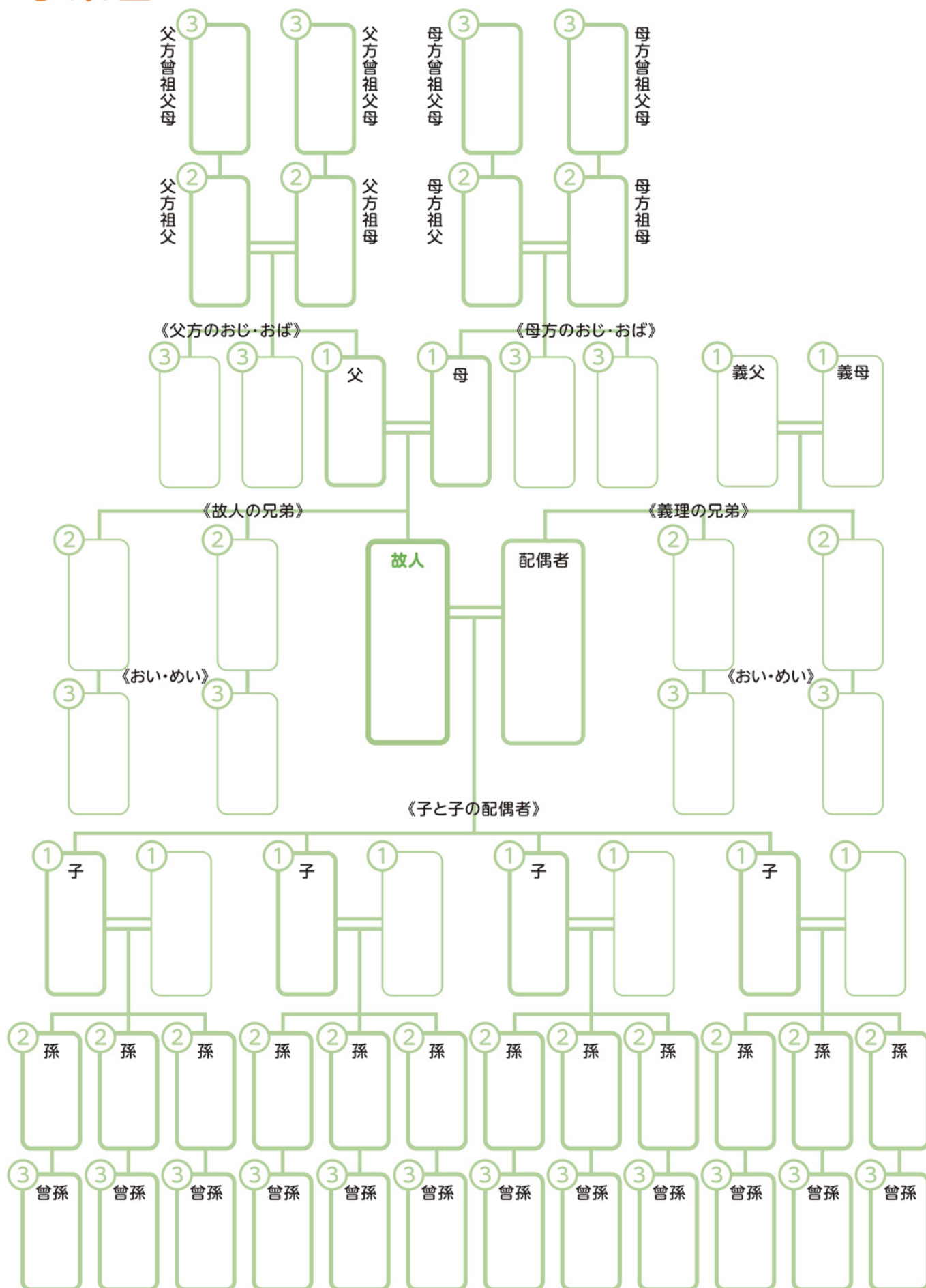
- さいたま地方法務局 坂戸出張所 ※窓口での手続き相談は予約制です。
坂戸市千代田1丁目2番9号 ☎049-281-0342(音声ガイダンス2番)
- 埼玉司法書士会西部総合相談センター
☎048-838-7472(予約専用)

ご遺族メモ

ご遺族メモ

家系図

※数字は親等数



施設案内

鶴ヶ島市役所

所在地 鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電話 049-271-1111(代表)

HP <https://www.city.tsurugashima.lg.jp/>

開庁時間

月～金曜日…8:30～17:15(祝日、休日、年末年始を除く)

土曜日……8:30～12:00(下記の開庁課のみ。祝日、休日、年末年始を除く)

※土曜日の開庁課:市民課、税務課、収納課、保険年金課、こども支援課。
(ただし、一部業務を除く)

若葉駅前出張所(パスポートコーナー)

所在地 鶴ヶ島市富士見一丁目2番1号(ワカバウォーク西棟1階)

電話 049-272-5611(若葉駅前出張所)
049-272-5622(パスポートコーナー)

開庁時間

月・火・水・金曜日…9:00～17:30(祝日、休日、年末年始を除く)

木曜日……9:00～21:00(祝日、休日、年末年始を除く)

※パスポートの取扱い曜日・時間など詳細は、鶴ヶ島市役所ホームページ等でご確認ください。

本人確認について

手続きの際、手続きされる方の本人確認を行っています。来庁の際は、本人確認できる書類をお持ちください。

①顔写真付きの公的な身分証明書

- 運転免許証 ●マイナンバーカード ●パスポート ●障害者手帳 ●療育手帳
- 在留カード ●特別永住者証明書 ●顔写真付き住民基本台帳カードなど

②顔写真付きの身分証明書がない場合は、次のものを2点以上お持ちください。

- 健康保険証 ●介護保険証 ●後期高齢者医療被保険者証
- 年金基礎番号通知書(年金手帳) ●学生証など

※マイナンバーの通知カード(通知書)は本人確認書類ではありません。

鶴ヶ島霊苑 開栄寺

宗教宗派自由



ペットと眠れる

区画(限定区)誕生!!

JR川越線

ベイシアひだかモールすぐそば

武蔵高萩駅お車5分

第2期樹木葬 OPEN 2024.

個別見学会

完全予約制

ご予約は公式LINEから



0120-1082-83



日高市 鶴ヶ島市 坂戸市 川越市 狭山市
初! OPEN 106 数量限定 区画

※先着順にて受付けております。良い場所はお早めにお問い合わせ下さい。

新規 納骨壇

永代供養

ペット可(限定区)

44.55 万円~

2名様用の場合、1名様あたり

※個人墓誌、納骨料等は別途

紹介サイトを通さず右記 LINE・お電話 で予約をしてご来園の方に

ティッシュまたは おすすめ お線香
プレゼント!

※画像はイメージです。
※なくなり次第終了とさせていただきます。



見学予約



0120-1082-83

検索は

公式HPから
お願いします。



樹木葬 合同墓

〈限定区〉

19.8 1名様 万円~



樹木葬 個別墓

ペット可
〈限定区〉

37.4 2名様用の場合、
1名様あたり 万円~

※個人墓誌、納骨料等は別途

開 栄 寺

鶴ヶ島霊苑 樹木葬

埼玉県日高市森戸新田106

通話料
無料

0120-1082-83

受付時間 9:30~16:30

定休日 水曜日

※お預かりした個人情報。資料送付と連絡の目的以外には使用いたしません。
※本広告から直接、契約受付は致しません。

鶴ヶ島
市民優待

5万円

ペットと一緒に入れる
家族のお墓



藤と桜の
森林公園

樹木葬

管理料無料

個別納骨

8名まで
納骨可能

28万円より

鶴ヶ島市民
優待価格

永代供養付き

他と混ざりません



あしかがフラワーパーク
おなじみの大藤が7本



三春滝桜
枝分けのしだれ桜が5本

2024年3月9日放送

【NHK 総合】で

昭和浄苑が特集されました。

番組HPは
こちら↓



鶴ヶ島エリア
送迎いたします!!

無料 お寺タクシー



月に1度ご自宅から送迎!

無料 巡回バス



他にも新ルートますます増便中!

森林公園駅から
送迎バス毎日運行!!

- 4ルート運行中
- 森林公園駅直通ルート
 - 熊谷駅直通ルート
 - 川越ルート
 - 鳩山ニュータウン・高坂ニュータウンルート
- ダイヤや停留所などお気軽にお問合せください。

森林公園
昭和浄苑

まずは
お電話ください

0493-39-3281

埼玉県東松山市大谷196
https://higashimatsuyama-ohaka.com/

森林公園昭和浄苑

検索

送迎バス運行
東武東上線「森林公園駅」より約10分
JR線「熊谷駅」より約25分
お車をご利用される方
関越道「東松山IC」より約15分

